

写

4 農産第 4878 号
令和 5 年 3 月 3 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農産局長

肥料価格高騰対策事業における高騰率について

このことについて、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）別記 3 の第 2 の 2（3）の規定に基づき、下記のとおり定めたので貴局管内の関係機関に通知されたい。

記

- 1 令和 4 年 11 月から令和 5 年 5 月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料の高騰率（ただし、事業実施主体が令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までの間に適用された価格で販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料について、2 で定める高騰率を適用する場合を除く。）

1.4

- 2 令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料について、同一の高騰率を適用する場合の高騰率

1.4